官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁七）　一
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一一八一～一一八四）　二
○航路標識に関する件（海上保安庁三九）　四
○道路に関する件（関東地方整備局一一八～一一三〇）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　八
第六十八回原子炉主任技術者試験口答試験合格者（原子力規制委員会）　八
除籍の一部が滅失した件（法務省告示配一五五）　八
除籍が滅失した件（同一五六、一五七）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　二九
会社その他　三〇

その他告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第三十五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月十九日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　ハム・ソーセージ類公正取引協議会（会長　井川　伸久）の申請に係るハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年九月十四日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
ハム・ソーセージ類の製造・加工販売業、輸入販売業等

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づきハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。
（必要表示事項） **第3条**　（略） ２　（略） ３　前二項に定めるもののほか、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）により表示が必要な事項については食品表示基準に基づいて表示すること。	（必要表示事項） **第3条**　（略） ２　（略） ３　前２項に定めるもののほか、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）により表示が必要な事項については食品表示基準に基づいて表示すること。